

2 基本目標と実施施策

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい状況にあります。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。暴力と認識される行為については、県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、夫婦間において「平手でぶつ、足でける」、「大声でどなる、「役立たず」などと言う」を暴力として認識する人の割合は、平成24年度調査ではそれぞれ82%、63%であったものが、平成27年度調査ではそれぞれ85%、71%となっており、暴力に当たるとの認知度が高まっています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー*）の視点を持ち、人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

現状と課題

配偶者暴力防止法の施行後、DVについての認知度は高まっていますが、その背景となる性別による固定的な役割分担意識や力で人間関係をコントロールしようとする考え方などは依然として根強く残っています。

本県ではDVを防止するため、啓発資料の作成配布、県の広報紙への掲載、DV防止フォーラムの開催、各種講演会、研修会、出前講座等を通じて啓発を行ってきました。

引き続きあらゆる年齢層の県民一人一人がDVについて理解を深め、暴力の潜在化を防ぐとともに、一人で悩んでいる被害者に相談窓口等の情報が提供できるよう、地域、職域におけるきめ細やかな広報・意識啓発が必要です。

【実施施策】

① DV防止に係る広報・意識啓発

ア 県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、リーフレット等を活用して県民、企業等に対し広くDVに関する啓発を行い、DV防止の意識づくりやDVに当たる暴力の周知、DVに対する理解を深めていただくよう努めます。

（男女共同参画課）

イ 県男女共同参画推進センター*を中心にDV防止フォーラムやセミナー等を開催し、意識啓発に努めていきます。警察においては防犯講習等を活用して、DV防止と相談窓口の広報・啓発活動を行います。

（男女共同参画課、子ども女性安全対策課）

ウ 県民生活に密着した場でのきめ細やかな広報・啓発活動を行うこととし、地域や職域等においてDV防止出前講座を実施します。

(男女共同参画課)

エ 全ての年齢層の方がDVに関する理解を深めるため、市町村においてもDV防止啓発に積極的に取り組むよう、働きかけます。

(男女共同参画課)

② 人権啓発の推進

ア 男女の人権の尊重と女性に対する暴力についての認識を深めるため、県民、企業、行政職員、教員等を対象とした意識啓発事業を継続的に実施します。

(男女共同参画課)

イ 各業界団体・企業経営者及び県・市町村の人権啓発担当者等を対象にした各種研修会において、DV問題を取り上げるよう努めます。

(男女共同参画課、人権推進課)

2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

現状と課題

埼玉県人権教育実施方針*に基づいて、人権を尊重した教育を推進しています。各学校では非行防止教室等を通じて規範意識の醸成や人を思いやる心の育成を図り、児童生徒の暴力防止に向けた取組を推進しています。

また、男女平等教育資料を学校向けに作成・配布し、男女平等教育や児童生徒を暴力の加害者にも被害者にもさせない教育を推進しています。さらに、教員を対象とした人権教育に関する研修の一層の充実を図る必要があります。

【実施施策】

① 人権教育の推進

学校等では教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さ等、男女共同参画の視点に立った教育を推進しています。

また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、人権感覚育成プログラム*の普及を図り、各学校における人権教育の充実を目指します。

(男女共同参画課、人権教育課)

② 非行防止教室の実施

すべての公立小中高等学校において、保護者、地域、警察等の関係機関と連携した非行防止教室を実施することにより、児童生徒の規範意識を醸成し豊かな心と健全な生活態度の形成を図り、いじめや暴力行為等の根絶を目指します。

(生徒指導課)

③ 適切な性に関する指導の推進

学校の教育活動全体を通じて、学習指導要領に基づいて、発達の段階に応じた性に関する指導を家庭、地域と連携して推進します。

(保健体育課)

④ 教員等に対する研修

県公立学校、私立学校、保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を図ります。

(学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課)

3 若年者に対する予防啓発の推進

現状と課題

親密な男女間における暴力は、配偶者間だけではなく恋愛関係にある者の間でも同じように発生しています。DV相談においても、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

DVを未然に防止するためには、若年者がお互いに相手を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成する必要があります。

【実施施策】

① デートDV*防止啓発の推進 <重点1>

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、各教育機関において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう、啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ*の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

また、県男女共同参画推進センターにおいては、県内大学等に対し予防啓発資料

を配布し、デートDVの知識と相談窓口の周知を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

② 教員を対象としたデートDV防止指導の実施

県内の中学・高等学校等におけるデートDVの防止教育・相談対応のための教育実践資料を作成します。また、教員がデートDV防止の指導方法やデートDVの当事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教員を対象とした研修を実施します。

(男女共同参画課、人権教育課)

4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進

現状と課題

近年、DV被害者支援の現場から、DVのある家庭に育った子どもが成長とともに不登校、非行、自傷行為、暴力などの問題をおこす場合があると報告されています。DVの影響も考えられることから、この状況を関係者及び関係機関で共有するとともに、支援の必要性について理解を深めてもらう必要があります。

【実施施策】

① DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発

DVが子どもに及ぼす影響について、子どもに直接接する教育関係者、保育士及び民間団体の支援者等に意識啓発を行います。

(男女共同参画課)

② 教員、保育従事者への研修の実施（Ⅳ1②再掲）

DVにより影響を受けた子どもへの対応について、教員、保育従事者向けに、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止指導実践事例集、人権感覚育成プログラムなどを有効に活用し、実践的な研修を実施します。

(こども安全課、人権教育課)

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。

現在県内では、被害者やその同伴家族の安全を確保するために、県配偶者暴力相談支援センター*、県福祉事務所、市町村、警察等が協力・連携して、被害者からの相談受付や情報提供、24時間体制の一時保護に当たっています。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、被害者の早期発見にも取り組んでいます。

被害者の支援に当たっては、DVの特質や影響を考慮して被害者の意思や意向を確認し、それを尊重しつつよりの確な対応を行うために、引き続き相談及び保護体制の整備・充実に努めていきます。

なお、家庭にとどまる被害者についても、安全の確保と必要な支援について配慮します。

1 早期発見のための取組強化

現状と課題

医療関係者は日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。

また、福祉・保健関係の業務は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、県では研修会への講師の派遣や研修会における啓発・情報提供を行ってきました。

【実施施策】

① 医療関係者向けの広報・意識啓発

医師会、歯科医師会、看護協会等と連携し、各種研修会や会議等を活用して配偶者暴力防止法及び医療スタッフの役割について広報します。

また、DVを早期に発見するための問診（スクリーニング）の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など、医療機関に対する意識啓発を行います。

（男女共同参画課）

② 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進

保健師、生活保護ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ヘルパー、ケアマネジャーなど業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象とした研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。

（男女共同参画課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、保健医療政策課）

③ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（Ⅲ 6 ②再掲）

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、県配偶者暴力相談支援センターは、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員*連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

（男女共同参画課、社会福祉課）

2 警察における被害防止活動の推進

現状と課題

被害者の要望等に基づき、一時避難の方法や相談窓口などの情報提供、必要に応じて関係機関への連絡やパトロールを実施するとともに、法に基づく援助の申出を受けた場合は必要な援助を行っています。また、現に暴力が行われていると認められる場合は、被害者の安全を第一として、暴力の制止や被害者の保護を行うほか、被害者の意思を尊重した対応を行っています。

【実施施策】

① 適切な対応策の助言と援助の実施

被害者をはじめ、その支援者の安全確保を最優先に、一時避難や保護命令制度の説明を行うとともに、関係機関と連携して被害者の個別事情に応じた対応策を助言します。また、被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

（子ども女性安全対策課）

② 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 <重点2>

犯罪行為に該当する場合は厳正な対処を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

（子ども女性安全対策課）

③ 加害者の更生のための働きかけの実施

DV・ストーカー等の被害者の保護に資するため、個々の加害者等の問題を踏まえながら関係機関等と適切に連携を図り、更生のための働きかけを行います。

（子ども女性安全対策課）

④ 再被害防止措置の実施

D V・ストーカー・性犯罪被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）が検挙した加害者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な措置を講ずることにより、被害者等を支援します。

（警務課・子ども女性安全対策課）

⑤ 警察職員に対する研修の強化

警察学校等での講習や研修を充実するとともに、警察署への巡回教養研修等を通じて全職員に対してD V・ストーカー等事案に対する適切な対応について継続的に研修を行います。

（子ども女性安全対策課）

3 相談体制の充実

現状と課題

本県では、婦人相談センター*と男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、D Vの専門相談を実施しています。また、県内4か所の県福祉事務所を相談・支援機関と位置付け、D V相談に応じています。相談は多様化・複雑化しており、それに対応するために相談の質の向上と専門性を確保するための体系的な研修・体制の整備が必要です。

また、転居後も含め被害者の相談及び継続した支援を円滑に実施するために、配偶者暴力相談支援センターを核とした全県的な相談・支援ネットワークを構築する必要もあります。

県では市町村に対し、配偶者暴力防止法において市町村の努力義務である基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、市町村の相談・支援体制の充実についての働きかけや支援を引き続き行っているところです。

なお、相談員は職務の特性から職務遂行の過程で孤立しやすく、支援に際しては組織的な対応をとる体制が必要です。また、燃え尽きや代理受傷など心身の健康が損なわれることがあるため、ケース会議、スーパービジョン*を活用したバックアップ体制をとることが重要です。

【実施施策】

① 婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化

ア 婦人相談センターは、県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能を担います。

また、被害者が関係機関の窓口ごとに事情説明する負担を軽減し、二次的被害*の防止を目的として作成したD V相談共通シートの活用を図り、関係機関相互の情報共有による被害者支援の迅速化を図ります。

イ 市町村、県福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する助言・情報提供、研修機会の提供、地域支援ネットワーク構築の支援、困難事例のコーディネート、事例検討などを実施することとし、相談員の専門性やソーシャルワーク能力の向上を図ります。

ウ DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談センターと市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

エ 被害者の自立活動に関して、必要に応じ、市町村とも連携しながら同行支援を行います。

オ 相談対象を配偶者からの暴力に限定せず、交際相手からの暴力にも対応します。
(男女共同参画課)

② 県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化

ア 男女共同参画に係る県内市町村相談員の資質向上のため、研修・情報交換会を開催し、被害者支援の充実を図ります。

イ 情報ライブラリーの運営や各種講座の実施、県民の自主的な活動の場としての県男女共同参画推進センターの特性を活かし支援の充実に結びつけるとともに、センターにおける女性のチャレンジのための様々な事業の利用、女性キャリアセンター*との連携により、多方面にわたる被害者の自立を支援します。

ウ 若年者からの相談窓口の充実を図ります。

エ 男女共同参画に関する男性専用の電話相談を男性の相談員によって行い、男性向けの相談事業の充実を図ります。

オ 大規模災害が発生した場合、県男女共同参画推進センター窓口においてDV相談を行うとともに、状況に応じた適切な支援を受けられるよう案内します。

(男女共同参画課)

③ 県福祉事務所の相談・支援機能の強化

県福祉事務所を圏域におけるDV相談・支援機関として位置付けていますが、県民の利便性の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターとすることについて、今後の市町村との役割分担も踏まえ、必要な人員体制及び業務運営体制などを検討します。

(男女共同参画課、福祉政策課)

④ 警察におけるDV被害者等の相談対応

相談者が同性の職員の対応を希望する場合には同性の職員をあてる、日本語を話せない相談者には通訳人を介して相談を聴取するなど、相談者の様々な状況に応じて、できる限り相談者の要望に配慮して対応します。

(子ども女性安全対策課)

⑤ 市町村における相談機能等強化への支援 <重点3>

ア 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

イ 市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、市町村DV防止基本計画の策定や庁内外の関係機関によるDV対策連携会議の設置と円滑な運営など、体制構築を支援します。

ウ 市町村窓口において、DV被害者に的確な情報提供や相談・支援ができる体制とするため、市町村職員に対して研修を行います。

エ 多様なDV被害者の状況や問題点の把握、支援策の決定等、市町村窓口からの個別事案について相談に応じ、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

(男女共同参画課)

⑥ 民間団体における相談に対する支援

DV被害者の個別事案において公的機関以外での相談希望など多様な相談者の要望に対応するため、民間団体が実施する相談における人材育成など必要な支援を行います。

(男女共同参画課)

⑦ 専門的な相談等への対応強化

多様な被害者に対応するため、相談員の専門性とソーシャルワーク能力向上のための研修や事例検討会議の充実及び他の専門機関等との連携を図るとともに、他機関の研修・会議への派遣、自主研修への支援を行います。

(男女共同参画課)

⑧ 若年者向けの相談体制等の充実 <重点4>

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスを行います。

また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を継続するとともに、デートDV防止講座の開催などを通して、デートDV防止の取組を進めます。

さらに、デートDV防止啓発ハンドブックやリーフレットを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

4 保護体制の充実

現状と課題

被害者の一時保護は、一時保護施設で実施するほか、広域にわたる保護や被害者の状況に応じた対応を行うため、県内外の民間シェルター*や社会福祉施設*にも委託して保護先を確保しています。

配偶者暴力防止法の施行以降保護を必要とする被害者は増加しており、最近の傾向として子どもと一緒に保護を希望する方が多くなっています。また、障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、保護に当たって特別な配慮を必要とする被害者も増加しています。

【計画期間中の実施施策】

① 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 <重点5>

ア DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

イ 一時保護施設において、保護された被害者及び同伴する子どもに対し適切な処遇が行えるよう組織を整備します。特に同伴する子どもに対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

ウ 緊急一時保護室を活用し、DV被害者の安全・安心を図りながら迅速に必要な保護を行います。

(男女共同参画課)

エ 多様な被害者に対応するため、民間シェルター及び社会福祉施設の機能を活用し、被害者の特性に応じた一時保護を行います。また、関係機関と連携強化を図り、情報収集及び情報共有に努め、適切な支援を行います。

(男女共同参画課)

オ 本県独自の事業として、引き続き母子緊急一時保護事業*を実施します。

(こども安全課)

② 夜間・休日等の緊急保護体制の強化

ア 夜間・休日において被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう警察と一時保護施設との連携により、引き続き24時間対応を行います。

(男女共同参画課、子ども女性安全対策課)

イ 深夜などの緊急の保護に対応するため、公費負担による一時避難場所を確保した上での保護や、犯罪被害者早期援助団体による情報提供制度に基づく公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*と協働したホテル等宿泊施設での保護を行います。

(男女共同参画課、警務課、子ども女性安全対策課)

ウ 市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保を行えるよう、助言や情報提供を行います。

(男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援 (V 2 ③再掲)

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営面での助言・情報提供を行います。また、ステップハウス*等の関連施設の運営を行う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

(男女共同参画課)

④ 広域的な保護の実施

加害者の追及が激しく、県内では被害者の安全確保が図れない場合等においては、県域を越えた広域的な対応により他の都道府県の婦人相談所又は母子生活支援施設*への保護依頼を行うこととし、必要な情報収集に努めます。

(男女共同参画課、こども安全課)

【中・長期的に検討が必要な施策】

⑤ 長期的支援を要する被害者支援のあり方の検討

長期的支援を要する被害者支援のあり方について検討します。併せて一時保護施設併設の婦人保護施設のあり方について、検討します。

(男女共同参画課)

⑥ ステップハウスの整備等の検討

一時保護施設を退所した後、自立への準備期間に滞在するステップハウス等の整備及び運営のあり方、活用について調査・研究します。

(男女共同参画課)

5 外国人、障害者、高齢者への支援

現状と課題

外国人被害者は、言葉や文化の違いが障害になり、社会の中で孤立しやすく、相談窓口の存在も知らない状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、

法律手続、自立支援策など、複雑で対応困難な場合が少なくありません。

こうしたことから、外国語によるリーフレットを作成したり、国際交流・外国人支援を行っている民間団体（N G O等）と連携した相談・支援を行っています。

また、障害者や高齢者については、D Vがより潜在化しやすい傾向にあるため、障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めるとともに、各福祉分野と連携して速やかに支援することも重要です。

【実施施策】

① 外国人への支援

ア 外国人への支援を行っている民間団体と連携し、外国語リーフレットの作成及び活用、相談窓口の広報、外国語通訳ボランティアを介しての相談を実施します。

また、同じ国籍の人が支援に当たることが被害者の精神的なサポートにつながることから、外国人住民の支援ボランティアの育成に努めます。

（男女共同参画課）

イ 外国人生活相談の中でD V被害者へ適切な助言を行うことができるよう、相談員に対しD Vの特質、法制度、活用できる社会資源に関する知識や支援のための連携に係る情報提供を行うほか、外国人住民の支援などを行う民間団体との連携強化に努めます。

（国際課）

② 障害者への支援

ア 視覚障害者に対しては点字訳版のリーフレットを活用し、相談情報の提供に努めます。聴覚障害者に対しては、手話通訳の確保、F A X、メールによる相談を行います。

（男女共同参画課）

イ 権利擁護センター*で実施している障害者のための権利擁護相談の中で受けたD V相談については、状況に応じて配偶者暴力相談支援センター等関係機関を紹介するなどの支援を行います。

（障害者福祉推進課）

ウ D V相談の経過中に精神疾患的な問題が認められた場合の精神保健福祉相談については、精神保健福祉センター及び保健所における相談支援体制の充実を図ります。

（障害者福祉推進課、保健医療政策課）

エ 障害のある方の保護については、市町村、福祉事務所及び保健所と連携して短期入所の利用や障害者支援施設への入所が円滑に行えるようにします。

（男女共同参画課、障害者支援課）

③ 高齢者への支援

ア 高齢者虐待*の事例に接する機会が多いヘルパー、ケアマネジャー等の福祉関係者による発見・通報の促進を図るため、意識啓発を行うとともに、業界団体等に対して事例検討会の開催を働きかけます。

(男女共同参画課、地域包括ケア課、高齢者福祉課)

イ 高齢の被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関する施策との連携を図ることとし、市町村や地域包括支援センターの職員に対して、「高齢者虐待対応の手引き」を活用した研修会を開催するなど、市町村の虐待対応体制の整備を支援します。

(地域包括ケア課)

ウ 介護を要する高齢者が被害を受けた場合に、老人福祉法のやむを得ない措置の活用等により、短期入所生活介護の利用や特別養護老人ホームへの入所が円滑に行えるように市町村を支援します。

(高齢者福祉課)

6 関係機関の支援ネットワークの充実

現状と課題

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、配偶者暴力防止法に規定された機関をはじめ、被害者支援を行うその他の関係機関及び民間団体が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

県では、平成13年度に「DV対策関係機関連携会議*」を設置し、「ドメスティック・バイオレンス*（DV）相談ハンドブック」を作成したほか、情報交換や協議を通じて情報の共有、連携体制の強化を図っています。

また、市町村においては、被害者にとって最も身近な行政機関として、施策の立案・調整機能と併せて個別的な事案に対してコーディネート機能を発揮していく必要があります。このため、県内のすべての市町村が庁内関係課所及び地域の関係機関による連携会議を設置し、きめ細かな支援ネットワークを構築することが重要です。

【実施施策】

① 県域ネットワークの充実

「DV対策関係機関連携会議」は、県域をカバーするネットワークとして各機関における支援内容や機関相互の連携方法について確認及び協議を行います。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）相談ハンドブック」の随時改訂や各機関

の連携の徹底、取組の強化など、施策の円滑な実施に向けた調整を図っていきます。

(男女共同参画課)

② 地域ネットワークの充実

市町村が地域の関係機関との連携体制を構築できるよう、県配偶者暴力相談支援センターが県福祉事務所と協力して、活用できる社会資源等の情報共有、機関相互の協力体制、個別事案への対応などの支援を行い、広域的な連携を推進します。

また、他の都道府県の支援に関する情報を収集し、必要に応じて連携を図りながら対応します。

(男女共同参画課)

7 被害者に関する個人情報の保護

現状と課題

加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が行われています。各市町村においては、この制度に係る事務が適切に行われる必要があります。併せて、マイナンバー*制度の導入に伴う事項を含め、事務処理を行う関係部局においても、支援対象者の情報が流出することのないよう適切な対応が必要です。

また、被害者の個人情報については、配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づき、被害者の安全を確保するために関係者が細心の注意を払って管理しています。一方、被害者が安心して新しい生活を始めるためには、被害者の了解を得た上で、他の支援関係機関への適切な情報提供、情報共有が行われることが大切です。

【実施施策】

① 住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知と適切な運用

市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした研修会や会議等において、制度の運用及び関係部局との連携について周知徹底を図るとともに、市町村からの問合せ等に対応し、支援措置が適切に運用されるように努めます。

(市町村課)

② 関係機関における個人情報の適切な管理

配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づく情報の取扱いを関係各機関に周知し、情報の管理と秘密の保持の徹底を図ります。

(男女共同参画課)

8 職務関係者の配慮と資質の向上

現状と課題

D V相談担当者の資質の向上を図るため、専門研修として相談担当者研修、母子・父子自立支援員*研修を実施しています。また、市町村の相談担当者の支援として、スーパーバイザーを派遣しています。このほか、被害者支援に職務上関係する職員（職務関係者）に対しては、それぞれの機関が主催する研修会等においてD Vの特性と配慮すべき事項、職務執行上の情報提供を行うほか、地域別事例検討会を開催しています。

知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点、相談員の燃え尽きや代理受傷など心身の健康への配慮の視点も含め、更に研修の体系的かつ継続的な充実を図る必要があります。また、他の専門機関等との連携への配慮も必要です。

【実施施策】

① 専門研修の充実

D V相談担当者研修や母子・父子自立支援員研修についてその効果を検証し、相談員の心身の健康の視点も踏まえて研修内容の充実を図ります。

(男女共同参画課、少子政策課)

② 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用してD Vの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にD V問題を導入するとともに、子どもがいる家庭の場合、D Vは児童虐待にも当たることから児童福祉分野と連携した研修を行います。

また、専門職の養成機関等と連携し、D Vに関する知識の普及に努めます。

(男女共同参画課、各関係課所)

③ 地域別事例検討会の実施

関係機関のネットワーク構築支援と連動して職務関係者の資質の向上を図るため、県配偶者暴力相談支援センターは県福祉事務所と協力して、圏域別に事例検討会を実施するほか、必要に応じて市町村単位の事例検討会の開催、実務担当者研修、講師の派遣を行います。

(男女共同参画課)

④ DV相談ハンドブックの活用

相談担当者向けの対応マニュアル「ドメスティック・バイオレンス（DV）相談ハンドブック」を随時改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図ります。

（男女共同参画課）

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

現在、被害者の自立支援に当たっては、母子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなどの被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において可能な限り弾力的な運用に努めるとともに、既存制度の運用等では十分な支援が行えないものについては、本県独自の施策なども検討していきます。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていくための体制整備についても検討していきます。

1 住宅の確保に関する支援

現状と課題

頼れる身寄りや知人のない被害者は生活の基盤である住宅確保に当たり、保証人の確保など独力では対応困難な事態に直面することが多くあります。

転居先として民間住宅を選択する被害者も多く、民間住宅に関する情報提供や入居しやすくするための支援策の検討も課題です。

【実施施策】

① 県営住宅の期限付入居制度*等の実施

ア 県営住宅期限付入居制度による一時的な居住先の提供とともに、本格的な自立に向けて配偶者暴力相談支援センター等での継続的な相談・支援を行います。

(男女共同参画課、住宅課)

イ DV被害者世帯を対象に定期募集時の抽選倍率優遇制度*を実施していきます。

(住宅課)

② 市町村営住宅における協力要請

DV被害者の個々の状況に応じた適切な支援を行えるように、公営住宅への優先入居等について関係市町村の協力を求めています。

(住宅課)

③ 民間住宅に対する働きかけ

民間賃貸住宅に関わる団体を通じて、家主にDV被害についての理解を深めても

らい、被害者の入居への協力を働きかけていきます。

(男女共同参画課、建築安全課、住宅課)

④ 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのあるDV被害者に対し、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度等を利用した情報提供や民間会社が行う家賃債務保証の利用などにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、必要に応じて生活保護担当機関や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、住宅確保支援を行います。

さらに、住宅確保のための公的支援制度について、他の地方公共団体の事例を調査し、制度導入について検討します。

(男女共同参画課、社会福祉課、住宅課)

⑤ 住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法に基づき、過去2年以内の離職又は自営業の廃止により住居を失った方、又は失うおそれの高い方には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間家賃相当額の支給を行います。

(社会福祉課)

2 心の回復に関する支援

現状と課題

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の心のケアに留意して相談・支援を行っています。また、一時保護施設では医学的なカウンセリングを必要とする被害者に対し医療機関等を紹介していますが、DVを十分に理解し、適切に対応できる専門家が不足しています。

一方で被害者の自立に当たっては、心身の回復と自立に向けた活力を引き出すための支援を、身近な地域で継続的に行うことが重要です。そのため、市町村、医療機関など専門機関、民間団体との連携による支援体制を構築するとともに、被害者同士が支えあうサポートグループ*など被害者の居場所を増やしていく必要もあります。

【実施施策】

① 継続的な心のケアの実施体制の検討

ア 医学的なカウンセリングが必要な被害者に、精神科医療機関や精神医療センターなどの専門機関につなげるための必要な情報提供を行えるよう、専門機関の情報収集及び連携体制の構築を図ります。

イ 一時保護施設において、専門機関等の支援による研修の実施により相談員の質を高め、被害者の心のケアに配慮した相談を実施します。

また、県男女共同参画推進センターは、必要に応じてカウンセラーによる継続的なカウンセリングを行います。

(男女共同参画課)

② サポートグループ等による自立支援の充実

被害者同士の交流は心の回復に効果があることから、民間団体が行うサポートグループ等の運営に対し活動費の助成や助言等を行い、活動を支援します。

また、被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じてセンターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

(男女共同参画課)

③ DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施 <重点6> (IV 2 ①再掲)

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*の普及を図ります。

(男女共同参画課)

④ 民間団体による継続的自立支援 (III 3 ⑤、III 7 ②再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)

3 就業に関する支援

現状と課題

被害者には就労経験が充分でなく、PTSD等の疾患、加害者からの安全確保などの問題を抱えている者も少なくありません。

また、子どもの保育問題などもあり、一人一人の状況に応じた就業支援が必要です。

【実施施策】

① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、被害者に対し就業

支援事業や母子・父子福祉センター*の活用に係る情報の提供と助言を行います。

(男女共同参画課)

② 母子・父子福祉センターにおける就業支援

就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコンセミナーや就職セミナー等を開催するとともに、就業や生活に関する相談を行います。

また、母子・父子自立支援員をはじめ相談業務の従事者を対象に、就業支援に関する研修を実施します。

(少子政策課)

③ 就業支援・職業訓練施策による支援 <重点7>

ア 女性キャリアセンターにおいて、就職を希望する被害者に対し個別相談（キャリアカウンセリング）や就職支援セミナー等を実施し、就職を支援します。

一時保護施設において、女性キャリアセンターと連携を図り、被害者に対する就業支援を行います。

(男女共同参画課、ウーマノミクス*課)

イ 県内の高等技術専門校において、就職を希望する被害者に対し職業訓練を実施するとともに訓練生に対する就職支援を行い、安定的な就職に結びつけていきます。

また、母子家庭の母や、子育て等に伴う離職による職業上のブランクに不安を持つ女性求職者等を対象に、民間教育訓練機関を活用して、就職に必要な知識・技能の習得を図る職業訓練を行い、自立を支援します。

(産業人材育成課)

ウ 県男女共同参画推進センターでは、女性の社会参画に向けて、いつでもどこでも誰でもチャレンジできるよう、様々な女性のチャレンジ支援事業を推進します。

また、女性キャリアセンター及びハローワーク浦和・就業支援サテライト*とも連携を図り、被害者の就業支援を行います。

(男女共同参画課、就業支援課、ウーマノミクス課)

④ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い (IV 3 ①再掲)

市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子ども保育所等入所を選考する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

⑤ 民間団体による継続的自立支援（Ⅲ 2④、Ⅲ 7②再掲）

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

（男女共同参画課）

4 経済的な支援

現状と課題

被害者の自立に当たっては、医療費や生活費など経済的な支援が必要な場合が多く、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金が重要な支援策です。緊急を要することもあり、迅速かつ適切な対応が課題となっています。

このため、生活保護については世帯認定の際の取扱いや保護の実施責任などを県の通知により明確にし、迅速な対応がなされるよう配慮してきました。しかし、保護を必要とする被害者の増加に伴い県外の民間シェルターに一時保護委託する事例があることから、県を超えた広域での調整も必要になってきました。

迅速かつきめ細やかな支援を行うためには、関係機関との連携強化を図る必要があります。

【実施施策】

① 生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施

被害者に対する保護の迅速な決定と適切な制度の運用が行われるよう、引き続き福祉事務所に対する助言指導に努めるとともに、新たに発生する課題に応じて実施責任や保護の取扱いの明確化を図っていきます。

また、母子・父子自立支援員と生活保護のケースワーカー等が連携・協働して、就労による自立や日常生活、社会生活における自立の支援に努めます。

（社会福祉課）

② 子育てに関する経済的な支援

ア 児童扶養手当等の適切な給付のため積極的に広報を実施するとともに、受付窓口となる市町村では被害者は住民票の異動がなくても居住地での受給が可能であることなど適切な案内ができるよう努めます。

（少子政策課）

イ 結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度について、被害者の世帯認定等に当たり弾力的な運用に努めます。

また、未熟児養育医療給付、自立支援医療費（育成医療）について、被害者に

対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(健康長寿課)

ウ 乳幼児医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(国保医療課)

③ 経済的支援制度に関する周知

被害者に対して、迅速かつきめ細やかな経済的支援を行うため、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度などのPRを行います。

(男女共同参画課)

④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知

次の事項について、保険者である市町村及び国民健康保険組合に周知徹底します。

ア DV被害により国民健康保険の被保険者である配偶者等との生活から離れたことが確認されれば、新たな生活地で国民健康保険に加入することができること(健康保険等に加入すべき場合を除く)。

イ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。

ウ 被害者は、医療費通知により受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、保険者に対し医療費通知の送付先変更等を依頼することができること。

(国保医療課)

⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知

DV被害により住所地を変更できない場合は居所で介護保険の被保険者になることができることを、保険者である各市町村に周知します。

(地域包括ケア課)

5 法的手続に関する支援

現状と課題

県配偶者暴力相談支援センター及び母子・父子福祉センターでは無料法律相談を実施するとともに、被害者が速やかに必要な司法手続を行えるよう民事法律扶助制度*について情報提供を行っています。

被害者が保護命令*を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行っています。手続を進める段階でも加害者から追及されやすいことから、引き続き被害者の安全確保への支援が必要です。

【実施施策】

① 法的手続に関する支援

ア 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立て、離婚及び親権に関する調停申立ての方法を説明し、弁護士との支援が必要な場合は無料法律相談の利用などについて情報提供を行います。

イ 訴訟費用の立替えなどの支援が必要な場合は、日本司法支援センター（法テラス）*の利用などについて情報提供を行います。

（男女共同参画課）

ウ 警察は、法的手続に対応できる対応を行うとともに、被害者の安全確保を行います。

（子ども女性安全対策課）

6 地域における支援協力者への支援

現状と課題

被害者が地域で安全かつ安心して自立した生活を送るには、行政や関係機関の支援はもとより、地域の方々や民間団体等による幅広い支援が必要です。このため、地域住民・団体、企業などの民間団体が実施する集会に講師を派遣するDV防止出前講座を実施してきました。

また、被害者が地域で生活するに当たり、身近な人による日常的な見守り・支援は、被害者の安心感と自立への意欲や自信につながります。このため、より多くの支援者に対する情報提供などの支援が必要です。

【実施施策】

① 民間団体等が地域で実施する集会への支援

DV防止について、県民生活に密着した場でのきめ細やかな広報・啓発活動を行うため、地域住民・団体、企業、民間団体等が実施する集会に講師を派遣し、DV防止出前講座を実施するなどの支援をします。

（男女共同参画課）

② 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（Ⅱ 1 ③再掲）

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、県配偶者暴力相談支援センターは、民生委員・児童委員協議会、人権擁護

委員連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

(男女共同参画課、社会福祉課)

7 継続した支援

現状と課題

被害者が地域で安定的に自立した生活を送るためには、被害者のその時々状況やニーズに応じて、継続して被害者を見守り、被害者が求める支援を行っていくことが必要です。このためには、関係機関の連携体制の強化と、それぞれが有する社会資源の活用が求められます。

一時保護施設では、退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者について、市町村や福祉事務所などの関係機関に情報提供し、継続した見守り支援を依頼しています。

また、シェルター等を運営している民間団体と協働し、就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行う必要があります。

【実施施策】

① 安定的な自立に向けての継続的支援 <重点8>

被害者の安定的自立に向けて、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

また、被害者の安定的な自立に向け、市町村など関係機関が継続的支援を行うための体制構築について支援します。民間団体と連携を図り、民間団体が行う相談事業、サポートグループ活動、ステップハウス運営等の取組など、被害者のニーズに応じた情報の収集及び提供を図ります。

(男女共同参画課)

② 民間団体による継続的自立支援 <重点9> (Ⅲ2④、Ⅲ3⑤再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

さらに、支援における民間団体との協働のあり方について市町村とともに検討するとともに、協働することのできる民間団体の参入を促進します。

(男女共同参画課)

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に当たります。また、子どもの虐待からDVが発見されることもあります。

子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期に発見し、DVが疑われる場合には専門機関への相談を行うように周知・啓発します。

子どもたちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子どもの安全確保を図ります。また傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

1 早期発見と安全確保

現状と課題

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談は住民に身近な市町村が担い、虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むこととされ、要保護児童の適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会*」を置くことができると規定され、全市町村に協議会が設置されています。

県では、学校や保育所などで児童虐待の早期発見、対応を図るため、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」に基づき、県内の幼稚園、小・中・高・特別支援学校、保育所、認可外保育施設等を対象に研修を行ってきました。

また、子どもからの相談に対応するため、子どもの権利擁護委員会や学校における相談体制を整備してきました。

一時保護に当たっても、被害者が同伴する子どもについては、児童相談所と連携して実施しています。小学校高学年の男子児童を同伴する場合などは、社会福祉施設等への一時保護委託制度も活用しています。

【実施施策】

① 虐待の早期発見・早期対応の推進

ア 要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う「市町村要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営を支援し、地域における対応の強化を図ります。

(こども安全課)

イ 虐待など子どもへの権利侵害に関する電話相談窓口として、子どもスマイルネット*（埼玉県子どもの権利擁護委員会）を設置し、相談を行います。

(こども安全課)

ウ 学校においては、教員、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー

及び市町村が配置する相談員等による校内教育相談体制を整備します。

(生徒指導課)

② 教員、保育従事者への研修の実施（Ⅰ 4②再掲）

DVにより影響を受けた子どもへの対応について、教員、保育従事者向けに、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止指導実践事例集、人権感覚育成プログラムなどを有効に活用し、実践的な研修を実施します。

(こども安全課、人権教育課)

③ 被害者が同伴する子どもの一時保護

一時保護施設と児童相談所等の関係機関との協力体制を引き続き強化するとともに、被害者と子どもを一緒に保護することができる一時保護委託先の確保に努めます。

(男女共同参画課、こども安全課)

2 心身の健やかな発達への支援

現状と課題

DVは子どもにも様々な心身の症状を引き起こし、心のケアを継続して行う必要がある場合もあります。

児童相談所では、心理的なケアを必要とする児童に対し児童心理司等によるカウンセリング等を実施しています。

保健所では子どもの心の健康相談を行っていますが、関係機関との調整や連携の強化が課題となっています。

一時保護施設では被害者が同伴する子どもがDVの目撃などにより心に傷を受けていることが多く、こうした子どもの心理的ケアも大きな課題です。

【実施施策】

① DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施（Ⅲ 2③再掲）

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムの普及を図ります。

(男女共同参画課)

② 子どもの心のケア対策の充実

ア 児童相談所において、児童心理司等により年齢や心理状態に応じた心理的ケア等を実施します。

(こども安全課)

イ 子どもと親の心のケア対策を推進するため、児童福祉施設における心理職員の配置等を進めるとともに、児童相談所と児童福祉施設や保健・医療等の関係機関が連携し、施策の充実を図ります。

(こども安全課)

ウ 身近な地域での相談体制を整えるため、保健所が実施している「子どもの心の健康相談事業」を充実します。

(健康長寿課)

エ 保健所管内ごとに保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成される小児精神保健医療推進連絡会議等を活用し、相談内容に応じて対応や調整ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

(健康長寿課)

③ 被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実

一時保護施設に被害者が同伴する子どもに対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

また、心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有化を図ります。

(男女共同参画課)

3 保育・就学・学習支援

現状と課題

D V被害者の自立支援に当たり、同居する子どもの保育と就学に関する問題は極めて重要な課題です。

小・中学生の転校は、住民票を異動しなくても手続が円滑に進むようになりました。高校生に対しては、円滑な転編入学に向けた情報を提供し、支援に努めています。

また、加害者の追及や子どもの連れ去りの危険に対応するため、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園における子どもに関する情報管理と安全確保の体制整備が必要です。教育委員会では、転校先、居住地等の情報管理や就学についての情報提供について対応マニュアルを作成し、指導主事会議等において周知を図ってきました。

一方、一時保護施設に入所中、児童生徒は通学できないため、ボランティアによる学習指導を行っていますが、学習機会が十分に提供されていないことが課題となっています。

【実施施策】

① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（Ⅲ 3 ④再掲）

市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子どもの保育所等入所を選考する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

（少子政策課）

② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供

ア 子どもの学籍や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全確保に努めるよう学校、保育所、幼稚園及び認定こども園に対して周知を図ります。また、標準的な対応マニュアルを作成し、各学校等における安全確保体制を整備するよう協力要請します。

（学事課、少子政策課、人権教育課）

イ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、安全確保のため被害者と子どもに学校への申出を助言したり、必要に応じて学校に連絡するとともに、子どもの就学について情報提供を行います。

（男女共同参画課）

③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実 <重点10>

被害者が同伴する子どもに対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

また、一時保護期間中に限らず、教育委員会とともに学習の継続のための適切な支援を行います。

（男女共同参画課、人権教育課）

基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査などは、配偶者暴力防止法の施行前から民間団体が先行して活動を展開してきました。そして、多くの支援者が被害者の目線に立った活動で自立を支えています。

DVの防止と被害者の保護・自立支援対策を推進するためには行政だけでは限界があり、被害者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応において、DVの問題に取り組んでいる様々な民間団体と協働していくことが必要です。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。

1 民間団体との連携・協働の推進

現状と課題

民間団体と連携して被害者の支援を行うため、民間団体も参加するDV対策関係機関連携会議を設置し、関係機関との情報の共有化を図るとともに、支援ネットワークづくりを進めてきました。引き続き、被害者の多様なニーズに対応できる実働的なネットワークづくりが必要です。

さらに、行政では手が届かない被害者に寄り添ったきめ細かな支援が可能な民間団体との協働を推進する必要があります。

また、加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れもあることから、支援者の安全確保に常に配慮する必要があります。

【実施施策】

① 民間団体との連携の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適時適切な支援が行えるよう、DV対策関係機関連携会議への民間団体の参加を促し、関係機関との情報の共有化を図ります。また、地域及び市町村に設置する支援ネットワークへの参加を促します。

(男女共同参画課)

② 専門的知見の活用・事業の協働実施

DV相談担当者研修や各種講演会等に民間団体スタッフの持つ知見を活用するため、講師として招へいしていきます。

また、県民の啓発活動や被害者支援について、民間団体で実施可能なものについては、事業委託をしていきます。

(男女共同参画課)

③ 民間団体及び支援者等の安全確保

民間団体及び支援者、被害者の安全確保のため、団体の所在地、連絡先、職員の個人情報等について適切に管理するとともに、事業の実施に際し団体の情報を明示する場合には配慮をします。

(男女共同参画課、各関係課所)

2 民間団体の育成・支援

現状と課題

民間団体は運営基盤（スタッフ体制、運営資金、活動拠点等）が脆弱で、継続して安定した事業運営を行うことが難しいため、民間団体への支援が求められています。

県では、民間団体を育成・支援するため、シェルター整備、DV防止研修会の開催、被害者への同行支援等の活動費用の一部を助成してきました。長期的視点から、今後民間団体の運営等に関し要望に応じた助言や関係機関との調整を行うことが必要です。

また、支援スタッフのスキルアップのために、DV相談担当者研修の参加の機会の提供や、被害者支援に関する情報提供や助言を行っています。

【実施施策】

① 事業活動への支援 <重点11>

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を活かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、活動費を助成します。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

さらに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

(男女共同参画課)

② 人材育成に関する支援

民間団体スタッフのスキルアップを図るため、DV相談担当者研修及び各種研修会等への受講機会を増やします。

さらに民間団体が行うスタッフの育成を支援します。

(男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援（Ⅱ4③再掲）

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営

面での助言・情報提供を行います。また、ステップハウス等の関連施設の運営を行う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

(男女共同参画課)

基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

配偶者暴力防止法の施行により、被害者の保護に関する体制の枠組は整備されつつありますが、被害者の実態や支援状況の把握とその検証は十分ではありません。また、暴力の未然防止のための具体的な取組、増加する外国人被害者への対応や加害者対策などは、今後の課題となっています。

こうしたことから、被害者支援施策が被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から見直し、改善を図るとともに、新たな課題に対して的確に施策を推進するため、必要な調査研究を行います。

1 調査・研究の実施

【実施施策】

① 外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究

外国籍女性の相談・支援に当たって、言語・習慣や価値観の違い、在留資格によって支援制度が適用できないなど、特別な配慮と専門的な知識が必要です。このため、外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究を行い、情報提供に努めます。

(国際課、男女共同参画課)

② 被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究

一時保護中の被害者とその子どもの心理について、トラウマチェック*や調査を行い、心のケアの手法や一時保護施設退所後の支援のあり方を研究します。

(男女共同参画課)

③ 被害の実態と支援に関する分析調査

D V被害の実態と支援状況、配偶者暴力防止法の改正動向、先進国の取組事例等について情報収集・調査分析し、現行施策の検証を行います。

(男女共同参画課)

④ 加害者対策の推進体制に関する研究

ア 加害者更生のための国の調査研究、他の都道府県や民間団体等の取組について調査、情報収集を行います。また、精神保健福祉センター、精神科診療所など専門機関及び民間団体等における加害者への対応状況等について情報収集します。

イ 先進的取組事例についての研究会を開催し、本県における加害者対策のあり方について引き続き研究を行っていきます。

(男女共同参画課)